相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島市大森字経塚五番地の一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　宮崎　正幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

福島市五老内町六番二六号米肥ビル三階

相続財産管理人　弁護士　佐藤　初美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市上野田町二六番地一、最後の住所埼玉県川越市大字安比奈新田二九二番地一（真寿園）　被相続人　亡　星野　房枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県川越市脇田本町一五―二二　ニューパレスビル別館四階　川越駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区元町三丁目一二番、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区元町三丁目一二番一二号　被相続人　亡　小畠　正之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目一二番一号カタヤマビル六階Cながの法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永野　貴行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市平賀一二〇番地四、最後の住所千葉県松戸市平賀一二〇番地の四　被相続人　亡　野口　勝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

千葉県松戸市松戸一一七六―四　ディー・オー・ディー松戸駅前ビル四階　松戸総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関野　裕介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東堀切二丁目二〇番、最後の住所東京都葛飾区東堀切二丁目二〇番三号　被相続人　亡　大久保浩行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

東京都千代田区平河町一―八―二山京半蔵門パレス四〇一号小代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小代　順治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区西葛西六丁目二一番、最後の住所東京都江戸川区西葛西六丁目二一番三―八〇六号　被相続人　亡　小原　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳、不動産登記記録上の住所東京都品川区西中延三丁目一四番八号、死亡の場所不詳、死亡年月日昭和五十年九月二十日、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳　被相続人　亡　佐野　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

事務所東京都中央区八重洲二―一一―六八重洲KNビル三階宇田川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宇田川博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区南元町七番地七、最後の住所東京都小平市小川東町五丁目一八番二一―二〇一号　被相続人　亡　横地　明子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区高砂一丁目一一番、最後の住所東京都足立区足立四丁目一五番六号ホワイトハウス一〇三　被相続人　亡　前島　克己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

事務所東京都世田谷区代沢五―一八―五

相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区桜上水一丁目三番、最後の住所東京都世田谷区桜上水一丁目三番一号　被相続人　亡　金子　眞之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

事務所東京都中央区銀座一丁目一〇番三号銀座DTビル四階

相続財産管理人　弁護士　千葉　道則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区羽沢町一四七〇番地、最後の住所横浜市神奈川区羽沢町一四七一番地　被相続人　亡　有田　良夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

神奈川県鎌倉市大船一丁目一二番一一号ミツハマビル四階

相続財産管理人　弁護士　牧浦　義孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦市白石町三八六七番地、最後の住所神奈川県三浦市白石町一三番五号　被相続人　亡　石渡　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月二十六日

神奈川県三浦市南下浦町上宮田三三四八―一　第二吉田ビル二〇一

相続財産管理人　弁護士　中尾　繁行

第38期決算公告

平成26年7月31日

仙台市太白区長町3丁目8番7号

株式会社東建工営

代表取締役　森井　希一

貸借対照表の要旨

（平成26年5月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	971,399	流動負債	669,747
固定資産	600,278	固定負債	127,803
繰延資産	1,807	**負債合計**	**797,550**
		株主資本	775,934
		資本金	62,640
		資本剰余金	713,294
		利益準備金	8,496
		その他利益剰余金	704,797
		（うち当期純利益）	(125,939)
		純資産合計	**775,934**
資産合計	1,573,484	**負債・純資産合計**	1,573,484